

“悪臭のない美しい街づくりのために、……市は、昭和50年2月、市公害対策審議会に諮問をしましたが、この3月26日、4年振りに答申が出されました。同審議会は、この間、悪臭公害の現状調査や工場視察をはじめ、紙パルプ工場周辺の環境悪臭総合調査、においに関するアンケート調査などを実施してきました。

市公害対策審議会が答申

悪臭のない美しい



特に47年5月31日悪臭防止法の施行により、翌48年1月から地域指定の規制を受けて紙パルプ工場では本格的な臭気対策が推進され、相当量の排出量が削減され、また市民からの悪臭に関する苦情、陳情件数も年々減少をみせています。

一方、他の業種の悪臭についても施設の改善等によって年々減少はしているものの、45年から51年までの7ヵ年間、市民からの苦情のうち、規制できたものはわずかに26%にすぎず、残る74%は規制できないのが現状となっています。

その結果、本市の環境における臭気は、市民生活上、支障がない程度（6段階臭気強度表示法にもとづく臭気強度2.5）を目標として臭気対策をすすめることにしています。この目標を達成させるための手法として、次の方法を提案しています。

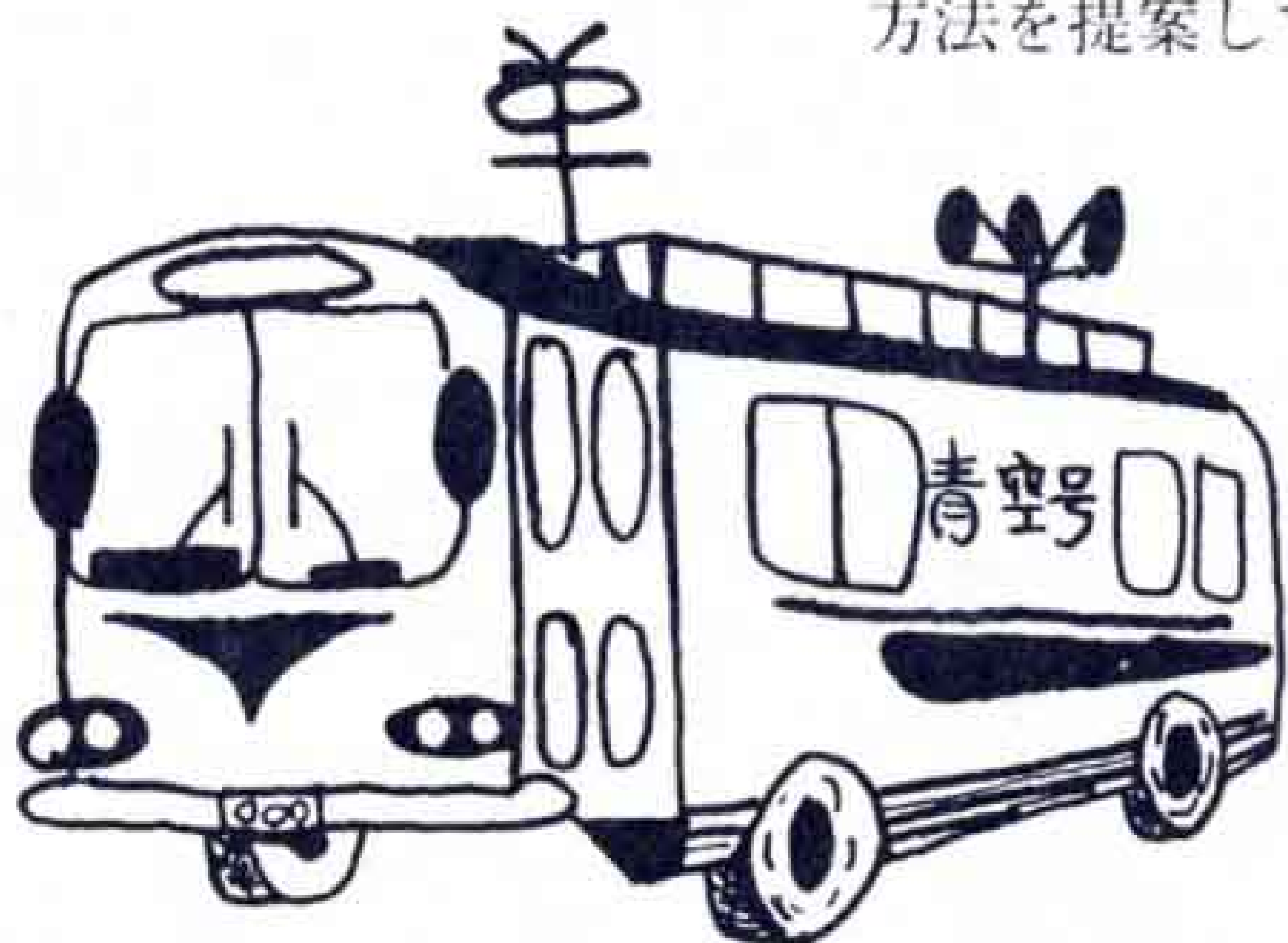
臭気測定の方法

本市の悪臭は、紙パルプをはじめ食品、化学、薬品、畜産等から排出される多種多様な臭気成分で構成されており、その排出量も事業規模によって大小さまざまです。

現行の悪臭防止法は、指定8物質について、機器測定により濃度規制方式が採用されていますが、これだけでは現実に問題となっている本市の多種類の臭気測定は十分に評価できません。

そこで、市民の苦情に対して、よ

市内には、紙パルプ製造業を中心として化学、薬品、食品工業や輸送機械、塗装、樹脂加工業など約1200の製造事業所と加えて約300の養豚養鶏業があり、このうち約750事業所が悪臭を排出、また、100事業所が市民からの苦情、陳情の対象となっており、いろいろな問題を抱えています。



街づくりのために

り多く対応できる測定法として、官能試験法について検討しました。

その結果として、三点比較式臭袋法が妥当であると判断され、法律に基づく測定法に加えてこの方法により評価を行うことにしています。



三点比較式臭袋法は、人の嗅覚により判定するものです。この方法は、客観性や個人差等多くの問題点について解明したもので、苦情の対象となる臭気を無臭空気で臭いの感じられなくなるまですすめたときの希釈く倍率（臭気濃度）により評価しようとするものです。

規制の手法

悪臭防止法で規制できない臭気については、三点比較式臭袋法による臭気濃度によって、事業場の敷地境界線上と排出口について指導することにしています。敷地の境界線では当面の目標値として、臭気濃度10から150の範囲によるものとしています。

排出口では、富士地域の気象特性を考慮した拡散式により指導することが望ましいとされています。

地域区分で臭気濃度を測定

悪臭公害は、感覚公害であるという性格上、市民生活の内容により、臭気に対する意識、受けとめ方が異なることが予想されます。

そこで、人の生活の場や生産の場などの地域の用途特性を十分に考慮に入れて、臭気濃度を設定することが望ましいとされています。

そして、臭気濃度の測定は、事業場の敷地境界線上において行うこととしています。

排出口の指導も

煙突など、気体排出口から排出される臭気は、影響が広範囲にわたり地域区分を越えて着地することが想定されます。

そこで、これらの排出口については、単位時間当りの臭気排出量に臭気濃度を乗じた臭気排出強度を用いた拡散方式による指導もあわせて、行うことになっています。

市民パネル(におい判定員)の募集

工場、事業場から発生する悪臭公害に対応するため、市公害課では、人の鼻により、においを測定する官能試験法にもとづいて、市民の協力のもとに悪臭対策を推進する方針です。このため、市在住の20歳から50歳の市民（男女を問わず）を対象として、におい判定員（パネル）を募集します。悪臭のない美しい街づくりのために、

市の悪臭対策に協力していただける方は、奮って応募してください。

なお、パネルに選定された方は市公害課のパネル名簿に登録され悪臭調査の当日、都合のよい方に協力していただくことになります。

くわしいことについては、市公害課大気係

(☎ 51-0123 内線 558)

にご連絡ください。